1会議名 議会運営委員会

2日 時 令和5年4月25日(火)

開会 午前11時

閉会 午前11時30分

3場 所 正・副議長応接室

4 出席委員 (委員長)片岡健一郎、(副委員長)須藤智子 (委員)谷平敬子、宮川隆、桝谷規子

5 欠席委員 なし

6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員

7事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

8委員長あいさつ

9議長あいさつ

10協議事項

(1)議員の通称(旧姓)使用について

議会事務局統括主査:資料に基づき説明

旧姓を使用できるものと決した。氏名は漢字表記とすることに決した。また、通称使用を申し出る際は、通称使用の届出書によって、議長あてに届け出るものと決した。

## 【質疑】

須藤副委員長:国会でも旧姓は使われているので使用に問題なかろう。

関戸副議長:議題となっている通称は、漢字表記と仮名表記も併せて議論の 対象であるか。

議会事務局統括主査:近隣市議会の現況を申し上げると仮名表記まで含める と収拾が着かなくなるので、申合せで仮名は除いている市議会もあるよう だ。市議会ごとに対応がまちまちのようだ。

片岡委員長:先の選挙では各候補が氏や名を仮名表記にして立候補したがそれも含めるかどうか判断したい。漢字表記のみか仮名表記も許していくのか意見を聞きたい。

谷平委員:戸籍名表記が良いと考える。

桝谷委員:私自身は名字を仮名表記で届けたが、今更ながらに仮名表記にしたいとは思わない。旧姓は認めることで良いと考える。私個人はこれまで同様の表記としていきたい。

関戸副議長:通称を使用しない書類に会議録は含まれるか。

議会事務局統括主査:含まれない。

片岡委員長:有権者目線で考えると、立候補の際に使用した候補者名に有権

者は票を投じている。今後に一議員として活動していくなかで、その名を 会議録や市議会だより、ホームページで有権者は目にすることになるが、 投票した名とリンクした方が良いかと考える。

関戸副議長:旧姓使用は認めて表記は漢字に統一するという申合せをこの場で合意できるか否かということでどうかという理解で良いか。

片岡委員長:そのとおりである。しかし、この議題は、今回の選挙結果から 早急に決定する必要があったので、今回の申合せであって、規程の作成を 含めた議論は新たに議会人事が決した後の議会運営委員会で詰めていただ くことになる。

各委員:異議なし。

片岡委員長:議会での旧姓使用は認めるものとする。ただし、旧姓使用や戸籍上の氏名であっても表記は漢字によるものとする。以上を申合せとする。 規程の制定の有無は5月臨時会以後の議会運営委員会へ申し送りするものとする。

議会事務局統括主査:この件に関してもう1点ご確認いただきたい。通称使用に関し規程により運用している市議会や申合せで運用している市議会もあるが、手続きとして通称使用の申出者から議長に対し通称使用の届出を提出しているようである。当市議会は定まった様式は現在のところないので、事務局において議長あてに提出する通称使用の届出書を任意の様式で作成したいと考えるがいかがか。書類に残した方が良いかと考える。

片岡委員長:事務局から申出者が通称使用のための届出書でもって届け出る という提案があったがいかがか。書類で残すことは良いかと考える。

各委員:異議なし。

片岡委員長:手続きとして書類により届け出ていただくものと決する。

(2) 5月臨時会の議場等における新型コロナウイルス感染症対策について 議会事務局統括主査:資料に基づき説明

## 【質疑】

片岡委員長:これまで実施してきた感染症対策を5月臨時会の折にはどのように対応していくか決めていきたい。新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に引き下げられた際の庁舎の対応は現時点で決まっているか。

議会事務局長:議論の最中かと考えられ、具体的な対応などは現時点で示されていない。5類になるということで対策は解除されていくものと考えられ得る。

谷平委員:換気対策は残した方が良いと考える。

片岡委員長:換気に関する資料 6 と 1 0 は引き続き実施していくという意見である。

関戸副議長:6と10を残すことに何か問題はあるか。

議会事務局統括主査:議場の南北の扉をこれまで開けて議会運営がなされてきたが、5類感染症に引き下げられるタイミングで解除しないと今後に解除するというタイミングを失うようにも感じる。

各委員:全て解除する。

片岡委員長:今後も感染者の増加によって再度対策の議論が必要になるときが来ると思われるが、5月8日に5類感染症に引き下げられた後の5月臨時会からは、これまで岩倉市議会が行ってきた感染症対策は解除するものとする。

(3) 5月臨時会に提出予定の議案に係る全員協議会の開催について 5月臨時会に係る議案説明のための全員協議会を5月臨時会初日(5月 11日)の本会議散会後に開催と決し、議員へ通知するものと決した。

議会事務局統括主査:5月臨時会で市長提出議案があると聞いている。その 議案説明に係る全員協議会の開催について議題とさせていただいた。4月 30日で議員の任期が満了となるため、5月1日以降は議長・副議長が不 在となり、この議会運営委員会も委員が選任されていない状況になる。議 案を付託される各常任委員会も委員不在の状況となるところである。以上 の状況を踏まえると5月臨時会で議会人事が一定決まった後に市長提出議 案が上程されるものと思われる。もちろん議案説明のために全員協議会を 開こうと思っても議長選挙によって議長が決まらないことには全員協議会 も招集できない。執行機関から議案説明の場を求められている状況である が、事務局としては5月臨時会初日に議長が決定することを踏まえると、 5月臨時会初日の本会議散会後に全員協議会を開催するのが妥当と考えた が、それはあくまで事務局案としてご議論いただきたい。

片岡委員長: さきほど執行機関から5月10日に議案を各議員のレターケースあてに配付するという説明があった。その翌日の5月11日臨時会初日の議長選挙が終わった後、本会議散会後に全員協議会を開催して議案説明を受けてはという事務局案の説明であった。ご意見をいただきたい。

須藤副委員長:初日に選挙で新しい議長が決まるという解釈で良いか。

片岡委員長:そのとおりである。

関戸副議長:初日に議長・副議長が決まって、その後に各委員会も全て決め るという解釈で良いか。

片岡委員長:そこまで決められるかはそのときにならないと現状では何とも

いえない。

宮川委員:議長さえ決まれば全員協議会は開催できるということである。

関戸副議長:逆に委員会まで初日に全て決まっていれば議案を上程できると いう考え方で良いか。

宮川委員:そのとおりである。

片岡委員長:議案を上程するならば、付託すべき委員会が機能した後が相応 しいと考える。まずは早めに説明を受けてというのが議論の始まりである。 事務局から何か意見はあるか。

議会事務局長:定例会前と同じように執行機関から議案の概要資料が5月 10日に各議員のレターケースへ配付され、議案綴りについては概要資料 の説明の翌日に当たる5月12日に配付を予定されていると考えている。

片岡委員長:以上のスケジュールでよろしいか。

各委員:異議なし。

片岡委員長:5月臨時会に係る議案説明のための全員協議会を5月臨時会初日(5月11日)の本会議散会後に開催と決し、議員へ通知していきたい。(4)その他

特になし。

11その他 特になし。